

# 消費生活川柳募集事業実施要項

## 1. 目的

昨今、急速な高齢化やデジタル化の進展により、消費者を取り巻く環境は大きな変化に直面しています。消費者トラブルも複雑化・多様化し、高齢者を狙った悪質な手口による被害や成年年齢の引下げによる若年者の消費者被害は後を絶ちません。

埼玉県では、令和6年度の消費生活相談件数が約54,000件にのぼり、前年度から約2,000件増加しました。

今後も消費者トラブルの増加が懸念される中、埼玉県全体で被害を防ぐ意識をより一層高めるため、杉戸町と(株)埼玉新聞社が連携し、消費者月間の取り組みの一環として「消費生活川柳(五・七・五)」を募集し、消費者トラブル被害防止の啓発事業を実施します。

## 2. 応募資格

埼玉県在住または県内に通勤・通学している方

## 3. 募集期間

令和8年2月2日(月)～令和8年3月27日(金) 必着

※1人2作品まで応募可能

## 4. 募集テーマ

「消費生活における注意喚起」「悪質商法や詐欺による被害防止」などをテーマとします。「消費生活・消費者トラブル」に関することであれば、内容は自由です。以下のテーマを参考に五・七・五(字余り、字足らず可)の川柳にしてください。

### (1)架空請求のトラブル

電話やメール、SMSなどで、身に覚えのない請求が届くことや、クレジットカード番号や銀行口座などの個人情報を伝えてしまうことで被害にあうケース。

### (2)怪しい副業や投資詐のトラブル

「簡単に稼げる」といったうたい文句で勧誘される、副業や投資に関する詐欺や契約トラブル。

#### (3) 点検商法のトラブル

住宅の屋根や給湯器等の無料点検を口実に自宅を訪問され、不安をあおられて高額な契約を結ばされるケース。

#### (4) インターネット通信販売のトラブル

有名ブランドやセールを装った詐欺サイトの被害や広告と異なる商品が届くなど、ネットショッピングに関する被害。

#### (5) その他のトラブル

マルチ商法、訪問販売、電話勧誘販売、不用品買取、水回り・鍵など、くらしのレスキューサービス、エステ・美容のトラブルなど。

### 5. 応募方法

#### (1) 応募用紙による応募

応募用紙に必要事項を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご応募ください。

- ・郵送
- ・杉戸町産業振興課窓口に設置の応募ボックスへ投函

#### (2) インターネットからの応募

杉戸町電子申請・届出システムより必要事項を入力し送信してください。

※システム利用にあたって、新規登録の必要はありません。

### 6. 審査および決定

入選作品の選定および最優秀作品の決定は、埼玉新聞社を中心とした審査会で行います。

入賞者には杉戸町推奨土産品等の賞品を贈呈します。

- ・最優秀賞（1名）
- ・杉戸町長賞（1名）
- ・埼玉新聞社賞（1名）
- ・入選（若干名）

### 7. 発表

入賞作品の発表は、令和8年4月頃を予定しています。

入賞者には本人へ直接通知し、展示・発表は杉戸町で行います。

杉戸町・埼玉新聞社HPおよび埼玉新聞(紙面)等にも掲載予定です。

## 8. 作品および個人情報の取扱い

- ・応募作品は、自作かつ未発表のものに限ります。
- ・人工知能(生成AI)などによる作品は不可とします。
- ・応募作品は返却いたしません。
- ・作品の制作や応募等にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・応募作品の著作権は杉戸町に帰属し、応募者の承諾を得ずに啓発事業に使用する場合があります。
- ・応募者の氏名またはペンネームをHP等で公表させていただくことがあります。
- ・未成年者が応募する場合、保護者の方の同意の上でご応募ください。
- ・いただいた個人情報は、本事業にかかる目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。
- ・本実施要項に記載のない事項については、主催者の判断により決定します。

## 9. 応募作品の活用

応募作品の一部は、杉戸町で令和8年5月開催の「消費者月間パネル展」等で展示し、消費者意識の向上および課題認識の促進を図る啓発活動に活用されます。

## 10. 実施体制

主催：杉戸町

共催：株式会社 埼玉新聞社

協力：杉戸町観光協会

## 11. 応募・お問い合わせ先

杉戸町 産業振興課 商工観光担当 (川柳応募担当)

〒345-8502 杉戸町清地2-9-29 電話：0480-33-1111

<受付時間>平日 8:30～17:15／土日祝を除く